

令和元年度 事務事業総点検シート(1)  
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類		基礎点検	
事務事業名		B 法定義務経費事業		B 法定義務経費事業	
自立支援医療(精神通院)扶助事業		シート番号		11-205	
担当部署名		健康福祉 局		健康 部	
		精神保健 課		評価責任者(課長名)	
				柴田	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	無
	2	事業開始年度	平成 18 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(略称:障害者総合支援法)			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	平成18年4月の「障害者自立支援法」(現「障害者総合支援法」)の施行並びに堺市の政令指定都市移行に伴い、大阪府から自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務が移譲され、現在に至る。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	精神疾患等を有し、通院による精神医療を継続的に必要とする病状にある方。	
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	精神疾患のために就労が出来ない等で経済的に困難な状態にあり、受診できずに症状を悪化させたり回復が遅れることを抑制する。また、継続的に適正な医療を受けることで症状の憎悪を防ぐ。	
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けようとする方の申請に基づき審査(継続申請時の診断書の提出は2年に1回)、承認したうえで自立支援医療費(精神通院)受給者証を交付する。本制度の適用を受けた方について、精神疾患の治療のため、指定を受けた自立支援医療機関において通院医療を受ける際の医療費の一部を公費負担する。 平成30年度末 自立支援医療費(精神通院)受給者数:17,404人	
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 公益社団法人 堺市シルバー人材センター他		

Ⅲ. 投入量

項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費 (a)	千円	2,661,807	2,896,969	2,955,158	3,155,877	
11 主な事業費内訳	通院医療費	千円	2,628,432	2,862,902	2,920,366	3,118,995
	レセプト審査手数料	千円	22,680	22,690	23,367	24,607
	発行入力処理等業務委託	千円	5,343	5,573	5,691	5,978
	受給者証等郵送料	千円	1,791	1,949	1,809	1,474
	国・府支出金	千円	1,323,198	1,436,235	1,454,251	1,559,497
財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他( )	千円				
一般財源	千円	1,338,609	1,460,734	1,500,907	1,596,380	
12 人件費 (b)	千円	9,350	9,360	9,360	9,250	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	2,671,157	2,906,329	2,964,518	3,165,127	